

令和4年9月1日
土木技術管理課

単品スライド運用マニュアルの改定について

「熊本県公共工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用の改定について」（令和4年（2022年）7月7日付け土技第226号）の取扱いについては、国の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」（令和4年7月）（以下、国マニュアル）に準じるものとするが、「本運用発出時点で全て搬入・購入済みの資材」及び「2社以上の見積り単価と比較して、実際の購入金額が最も安価とならない材料」については以下のとおり取り扱うものとする。

1 本運用発出時点で全て搬入・購入済みの資材について

国マニュアル1-5-1③2)に『見積の有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする』と記載されているが、遡って見積を徴収することが困難な場合が想定されるため、本運用発出時点で全て搬入・購入済みの資材については、次のとおり取扱うこととする。

- ・原則として、実際に現場に搬入された月もしくは購入した月の2社以上の見積りを徴収すること。ただし、現場に搬入された月もしくは購入した月の見積徴収が不可能である場合、受注者は発注者に見積り徴収先の辞退届等を添付して、その理由を協議書で報告し、発注者がやむを得ないと判断した場合に限り、実際に購入した金額がわかる請求書や納品書等のみをもって「実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類」とする。

2 2社以上の見積り単価と比較して、実際の購入金額が最も安価とならない材料について

国マニュアル1-5-1③3)の『実際の購入金額が最も安価とならない材料』については、最も安価な見積り単価にてスライド額を算定することとする。